

都市計画変更素案について

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第74号線
東京都市計画道路幹線街路補助線街路第170号線

令和7年11月



都市計画変更素案のあらまし

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第74号線(以下、補助第74号線といいます。)は、千代田区九段北二丁目から中野区中野四丁目を経由して、杉並区今川四丁目に至る延長約14,680mの道路です。

これまで東京都と特別区及び26市2町は、都市計画道路の整備を計画的、効率的に進めるため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」(平成28(2016)年3月)を策定し、事業の推進に努めてきました。

一方、都内の都市計画道路は、長期的視点で都市計画決定しており、鋭意その整備に取り組んでいるものの、その事業量は多く、整備に時間を要します。このため、都はこれまで、都市計画道路の必要性の検証を行い、適宜、計画の見直しを行ってきました。

令和元年11月に策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」では、第四次事業化計画の将来都市計画道路ネットワークの検証で必要性が確認された路線のうち、優先整備路線等として選定しなかった未着手の都市計画道路を対象とし、検証を行いました。

都市計画道路(事業中または優先整備路線等を除く。)のうち、概成道路^{*}となっている区間を対象とし、都市計画道路に求められる機能に着目し、都道における道路構造の技術的基準に関する条例(以下、道路構造条例といいます。)等における現道幅員や防災都市づくり推進計画などの道路構造条例等以外の地域の実情による評価を行いました。これらを踏まえ、概成道路の検証を実施し、「計画の変更(現道合わせ)」又は「計画の存続」とする区間としました。

補助第74号線の小滝橋付近から環状第6号線の区間については、道路構造条例等を基準として現道の幅員を評価するために「評価幅員」を設定し検証を行いました。その結果、当該区間は下記の条件を満たすことから計画の変更(現道合わせ)を行うこととしました。

- 歩道部と車道部を合わせた現道の総幅員が評価幅員以上(総幅員の評価幅員を15mに設定)
 - 歩道部及び車道部のそれぞれの現道幅員が評価幅員以上(評価幅員を歩道部3m、車道部9mに設定)
- 以上のことから、この度、都市計画変更素案をとりまとめました。

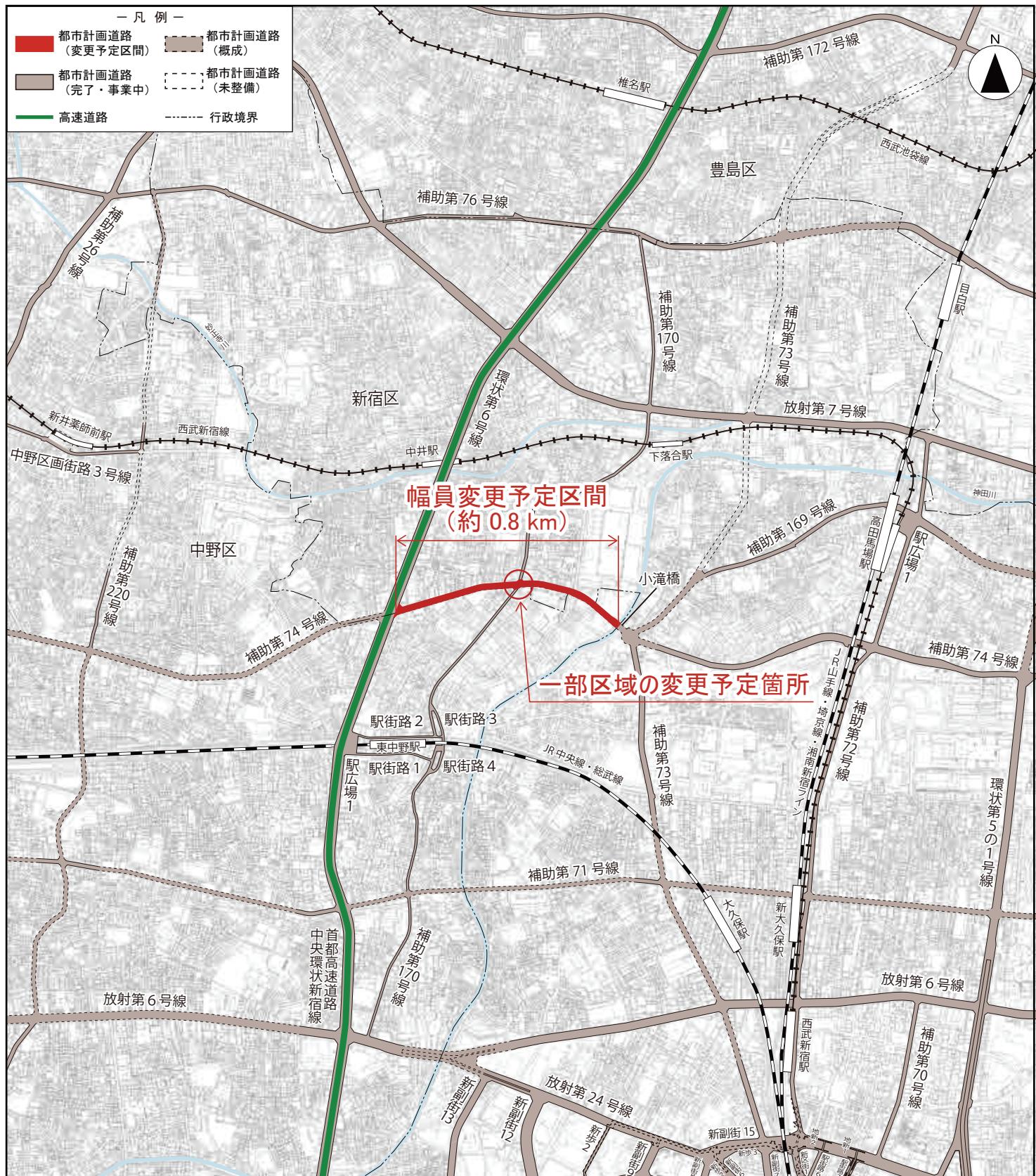
※概成道路(区部の場合)…計画幅員15m以上の場合、現況幅員が計画の60%以上又は18m以上の道路
計画幅員15m未満の場合、現況幅員が8m以上の道路

都市計画変更の概要

○補助第74号線については、小滝橋付近から環状第6号線との交差部までの区間の幅員変更を行います。また、これに伴い、隅切り部の縮小が生じるため、補助第170号線の一部区域を変更します。

都市計画道路名	東京都市計画道路幹線街路補助線街路第74号線	
幅員変更区間	起点	中野区東中野五丁目
	終点	中野区東中野四丁目
	延長	約790m
	幅員	20m→15m
都市計画道路名	東京都市計画道路幹線街路補助線街路第170号線	
一部区域の変更箇所	新宿区上落合一丁目、上落合二丁目、中野区東中野四丁目、東中野五丁目各地内	

位置図



計画概要図



この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(6都市基交第526号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 6都市基街都第66号、令和6年5月21日

この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

拡大図部分は、概略位置を表示した参考図である。地図作成上の誤差を含んでおり、境域を明示するものではない。

都市計画変更の手続の流れ

令和7年11月

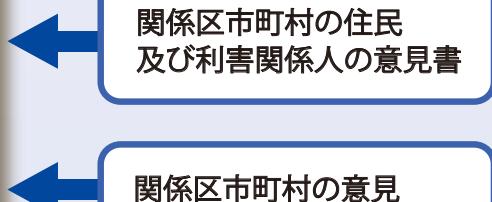
都市計画変更素案の説明



都市計画変更案の作成



都市計画変更案の公告・縦覧



都市計画審議会



都市計画決定・告示

■お問合せ先

東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課 区部街路計画総括担当

電話：03-5388-3291

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第二本庁舎 11階南側